

石川県公報

令和4年3月29日

第13494号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業政策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	1
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表 について(くろまぐる(小型魚)、くろまぐる(大型魚) 及びするめいか) (水産課)	3
○県道の区域の変更 (道路整備課)	4
○県道の供用の開始 (同)	4
○石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入 禁止区域の一部変更 (港湾課)	4
公 告	
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	5
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
○石川県告示第100号の2の公布公告 (水産課)	6
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	6
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	6
選挙管理委員会	
○政治団体の届出の公表	7
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
○政治団体の解散の届出の公表	8
○資金管理団体の届出の公表	8

告 示

石川県告示第113号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.3%～年1.4%」を「年1.25%～年1.35%」に、「年0.75%」を「年0.6%」に改め、同表第4号中

「

年1.3%	～	年1.3%	年0.75%
年1.4%			

」を「

年1.25%	～	年1.25%	年0.6%
年1.35%			

」に改め、同表第5号中「年1.3%～年1.4%」

を「年1.25%～年1.35%」に改め、同表第6号中「年1.3%」を「年1.25%」に、「年0.75%」を「年0.6%」に改め、同表第7号中「年1.3%～年1.4%」を「年1.25%～年1.35%」に、「年0.75%」を「年0.6%」に改め、同表第8号中「年1.3%」を「年1.25%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、令和4年3月18日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

3 令和4年3月18日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

石川県告示第114号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第115号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)における数量を次のとおり定めた。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和3管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

75.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	67.8トン
石川県漁船漁業	6.0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

41.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	35.8トン
石川県漁船漁業	1.0トン

第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

石川県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
上安原昭和町線	金沢市神野2丁目58番地先から 金沢市袋島町南12番地先まで	旧	6.70～41.71	2587.2	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市北塚町西419番1地先から 金沢市袋島町北1番1地先まで	新	10.10～30.21	1991.2	
寺中西金沢線	下記区間を道路区域に編入する。				県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市古府西一丁目2番地先から 金沢市古府町西67地先まで		16.40～41.71	161.3	

石川県告示第117号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
上安原昭和町線	金沢市稚日野町北22番1地先から 金沢市袋島町北1番1地先まで	令和4年3月31日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第118号

石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入禁止区域（平成16年石川県告示第517号）で指定した立入禁止区域の一部を次のとおり変更した。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

港湾名	立入禁止区域	変更内容	変更後の立入禁止区域を表示した図面の縦覧場所	変更年月日
金沢港	御供田岸壁の背後地のうち別に示す区域	別に示す区域の縮小	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部港湾課 金沢市無量寺町り65番地 石川県金沢港湾事務所	令和4年 3月17日

公 告

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
井村 辰二郎	金沢市	輪島市門前町山是清式五1番ほか3筆
竹内 新栄	輪島市	輪島市三井町長沢108番
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和ぬ部9番ほか99筆
農事組合法人 のとの会	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和れ部89番2ほか3筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和こ部54番ほか30筆
笹谷内 秀雄	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和ち部9番ほか10筆
脇 晴希	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和栃原25番1ほか21筆
宮谷内 昌弘	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字鴨川式17番ほか7筆
農事組合法人 うわだな	かほく市	かほく市上田名西28番ほか19筆
岡本 信和	かほく市	かほく市上田名西54番ほか2筆
農事組合法人 まっきゃま	金沢市	金沢市牧山町あ10番ほか11筆
西尾 哲彦	金沢市	金沢市打木町西333番ほか2筆
有限会社 北次農場	能美郡川北町	能美郡川北町字壱ツ屋189番
農事組合法人 吉田農園	白山市	白山市乙丸町652番ほか8筆
大森 幸太郎	七尾市	七尾市能登島閨町参字1128番1ほか11筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	羽咋市金丸出町6番ほか8筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市	羽咋市東釜屋町竹9番ほか48筆
榊谷 武史	羽咋市	羽咋市東釜屋町松16番ほか32筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1299番1ほか2筆
佐田 秀造	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町尊保サ4番ほか2筆
戸野 秀信	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町尊保サ59番
谷口 和喜夫	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町尊保サ13番ほか5筆
後藤 裕美子	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦177番ほか2筆

2 認可年月日

令和4年3月29日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年3月30日から同年4月27日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
追分堤地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	羽 昨 市 産 業 建 設 部 農 林 水 産 課
横手の池地区	〃	〃	中 能 登 町 農 林 課

石川県告示第100号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示板に掲示して公布した。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第100号の2

石川県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年11月30日石川県規則第44号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県資源管理方針（令和2年11月27日石川県告示第396号）別紙1-4及び別紙1-5に規定するくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度の本県の全ての知事管理区分における漁獲量の総量が都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第2号に掲げる場合に該当すると認める。

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画土地地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画道路	石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党石川県参議院選挙区第三支部	宮本周司	不破行大	金沢市鞍月3丁目127番地 A X I S鞍月1-B	参議院議員	○	令和4年2月28日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
はせ浩 小松市連合後援会	佐々木 紀	円地 仁志	小松市安宅町ヨ43番地	令和4年2月1日
森かずとしと 金沢をつくる会	澤 信俊	松井 潔	金沢市香林坊1丁目2番40号	令和4年2月4日
はせ浩珠洲市後援会	泉谷 満寿裕	三 盃 三千三	珠洲市上戸町北方4字181番地	令和4年2月7日
永井みきこ後援会	永井 正継	永井 三岐子	金沢市もりの里2-60	令和4年2月7日
山田しゅうじ 川北町後援会	山先 守夫	田中 秀夫	能美郡川北町字中島ワ204-1	令和4年2月8日
村山たかしと ともに歩む会	村山 卓	村山 卓	金沢市昭和町21-10(PSC金沢・505号)	令和4年2月21日
金沢女性市長大作戦	永井 三岐子	永井 正継	金沢市もりの里2-60	令和4年2月28日

従来、自由民主党石川県参議院選挙区第三支部は総務大臣に届出がされていたが、石川県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

石川県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石川県電器商政治連盟	本保裕胤	代表者	本保裕胤	福田外茂男	令和3年5月27日
幸福実現党石川県本部	恒田浩志	代表者	恒田浩志	小林智雄	令和4年1月1日
		会計責任者	恒田浩志	小林智雄	令和4年1月1日

国際勝共連合 石川県本部	坂田 俊明	政治団体の区分	その他の政治団体	その他の政治団体の支部	令和4年1月1日
吉村光輝後援会	東四柳 史明	主たる事務所の所在地	鳳珠郡穴水町字地藏坊二の141番地	鳳珠郡穴水町字川島サ-32	令和4年1月20日
石川県石油政治連盟	本村 幸宏	政治団体の区分	その他の政治団体	その他の政治団体の支部	令和4年2月14日
金沢の未来を 心でつなぐ会	八橋 徹	主たる事務所の所在地	金沢市中屋2丁目64 ティーワイズ110号室	金沢市西大桑町1-12	令和4年2月22日
		代表者	八橋 徹	坂本 泰広	令和4年2月22日

石川県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
荒川一義後援会	今井 昇	令和3年12月31日
石川宣雄後援会	中宮 健一	令和4年1月20日

石川県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

石川県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
村山 卓	金沢市長 (候補者等)	村山たかしとともに歩む会	金沢市昭和町21-10 (PSC金沢・505号)	令和4年2月18日